

付表 贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の相続税額

1 相続税の申告書第1表の⑬の小計の額がある場合

暦年課税分の贈与税額控除額 (相続税の申告書第1表の⑬の金額)	㉑	円
相次相続控除額 (相続税の申告書第1表の⑯の金額)	㉒	円
相続時精算課税分の贈与税額控除額 (相続税の申告書第1表の⑳)の金額)	㉓	円
小計の額 (相続税の申告書第1表の㉔の金額)	㉕	円
相続税額 (㉑+㉒+㉓+㉕)	㉖	円

2 相続税の申告書第1表の⑬の小計の額がない場合

算出税額 (相続税の申告書第1表の⑨又は⑩の金額)	㉗	円	
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (相続税の申告書第1表の⑪の金額)	㉘	円	
合計 (㉗+㉘)	㉙	円	
税額控除等	配偶者の税額軽減額 (相続税の申告書第5表の㉚又は㉛の金額)	㉚	円
	未成年者控除額 (相続税の申告書第6表の1の㉜又は㉝の金額)	㉜	円
	障害者控除額 (相続税の申告書第6表の2の㉞又は㉟の金額)	㉞	円
	外国税額控除額	㉟	円
	計 (㉚+㉜+㉞+㉟)	㉛	円
相続税額 (㉙ - ㉛) (赤字の場合は0と記入してください。)	㉜	円	

(注)1 この明細書の記載については、次の点にご注意ください。

- 「土地等」とは、土地又は土地の上に存する権利をいいます。ただし、相続開始時において棚卸資産又は雑所得の基因となる資産であった土地等は含みません。
- 「㉒」の「物納申請中の土地等」とは、その譲渡資産の譲渡の日の属する年分の所得税の納税義務の成立する時（通常は、その年の12月31日。その時が相続税の申告書の提出期限前であるときは、その提出期限）において、物納申請している土地等をいいます。

なお、物納の許可限度額に相当する額を超える価額の財産を物納した場合又は物納申請中の財産が物納の許可限度額に相当する額を超えている場合には、その超える部分に対応する土地等の部分については「㉒」の金額には含みません。

- 「㉑」又は「㉒」の金額が、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、「㉑」又は「㉒」の金額は、その譲渡益相当額となります。
- 譲渡した土地等が二以上ある場合の「㉑」の金額は、譲渡した時期（原則として引渡しがあった日）の早いものから順に、その譲渡益を限度として配分します。ただし、これと異なる順序で配分しても差し支えありません。

なお、いずれの方法による場合であっても、譲渡した土地等の譲渡益の一部に相当する金額だけを配分することはできません（配分していった結果、「㉑」の金額が0になる場合を除きます。）。

- 「㉕」の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換の特例の適用を受ける場合には、次の算式で計算した金額となります。

$$\left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡価額}} \right] \times \frac{\text{（特例適用後の譲渡した相続財産の収入金額）}}{\text{（譲渡した相続財産の譲渡価額）}}$$

- 代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合の「㉑」、「㉒」又は「㉕」の「相続税評価額」は、それぞれ次の算式で計算した金額となります。

$$\begin{aligned} \text{イ「㉑」の金額} &= \left[\frac{\text{相続等により取得した土地等の相続税評価額の合計額}}{\text{（相続税の課税価格（「㉑」の金額）） + （支払代償金）}} \right] \times \left[\text{（相続等により取得した土地等の相続税評価額の合計額）} - \text{（支払代償金）} \right] \\ \text{ロ「㉒」の金額} &= \left[\frac{\text{物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額}}{\text{（相続税の課税価格（「㉑」の金額）） + （支払代償金）}} \right] \times \left[\text{（物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額）} - \text{（支払代償金）} \right] \\ \text{ハ「㉕」の金額} &= \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{（相続税の課税価格（「㉑」の金額）） + （支払代償金）}} \right] \times \left[\text{（譲渡した相続財産の相続税評価額）} - \text{（支払代償金）} \right] \end{aligned}$$

2 添付書類

この明細書を提出する人は、次の書類の写しをこの明細書に添付してください。

- 相続税の申告書第1表、第11表（相続税がかかる財産の明細書）、第11の2表（相続時精算課税適用財産の明細書）、第14表（純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の明細書）、第15表（相続財産の種類別価額表）
- 物納した土地等がある場合には、「物納許可通知書」
- 物納申請中の土地等がある場合には、「相続税物納申請書」及び「相続税物納申請書別紙（物納財産目録）」

3 その他

特例の適用を受けられる人にも相続が開始し、その人の財産を相続又は遺贈により取得した人がその取得した財産を譲渡した場合についても、一定の要件を満たす場合には、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができます。詳しいことは税務署におたずねください。

相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

1 使用目的

この明細書は、納税者が措法第39条の規定の適用を受けようとする場合に確定申告書の添付書類として使用する。

2 記載要領等

「相続又は遺贈により取得した土地等の相続税評価額の合計額[㊤]」以下の各欄は、相続税の申告書に記載されている金額（相続税について修正申告書の提出又は更正若しくは決定があった場合には、修正申告又は更正若しくは決定に係る金額）に基づいて記載する。